



グローバルマーケットアクセス サービスのご案内

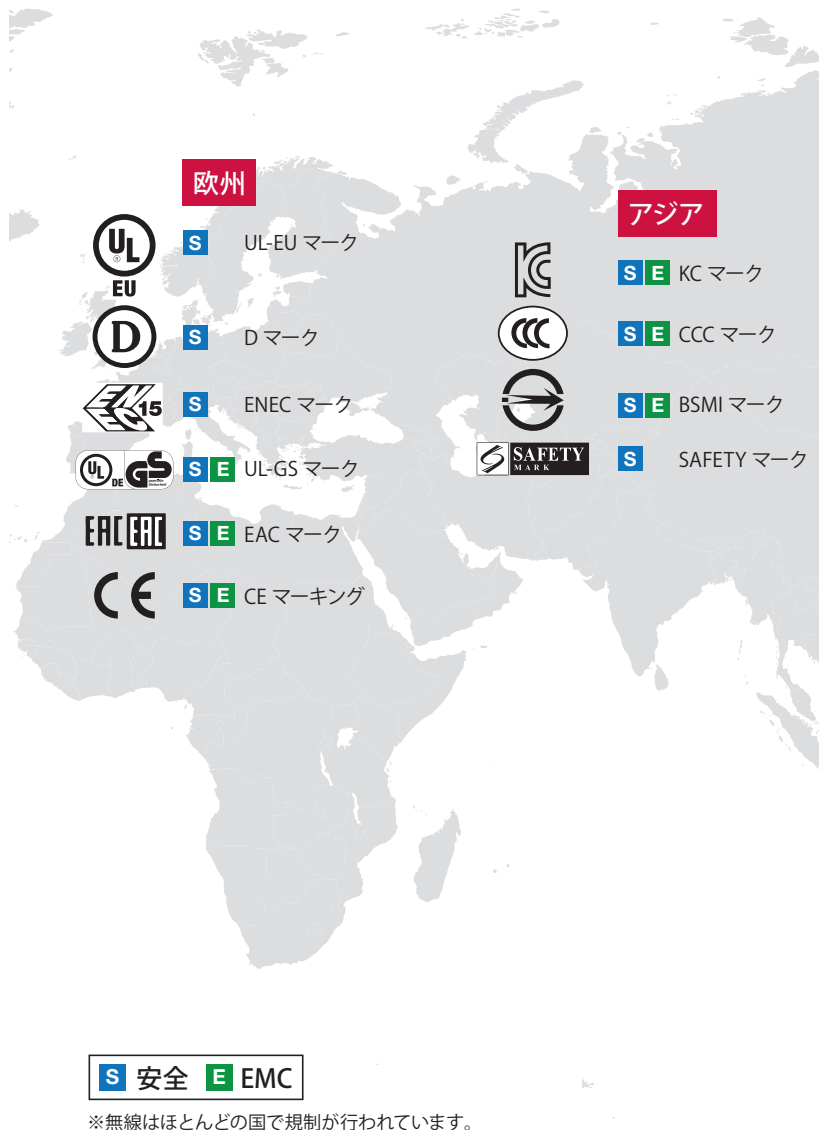
電気/電子製品の各国無線・安全・EMC認証取得



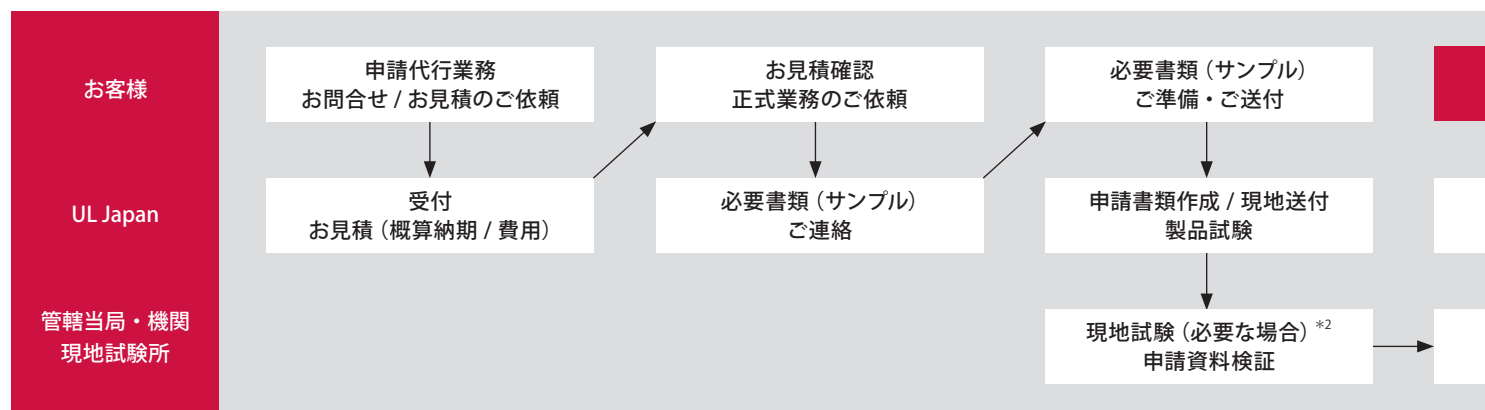
ULで認証を取得

製品を世界の市場に出荷されるにあたっては、各国/地域で適用される要求事項を把握し、遵守することが必要です。しかし、電気/電子機器の急激な技術革新や、各国の制度変更に伴い、市場参入時に課せられる規制や規格、認証制度もまた常に変化し続けています。

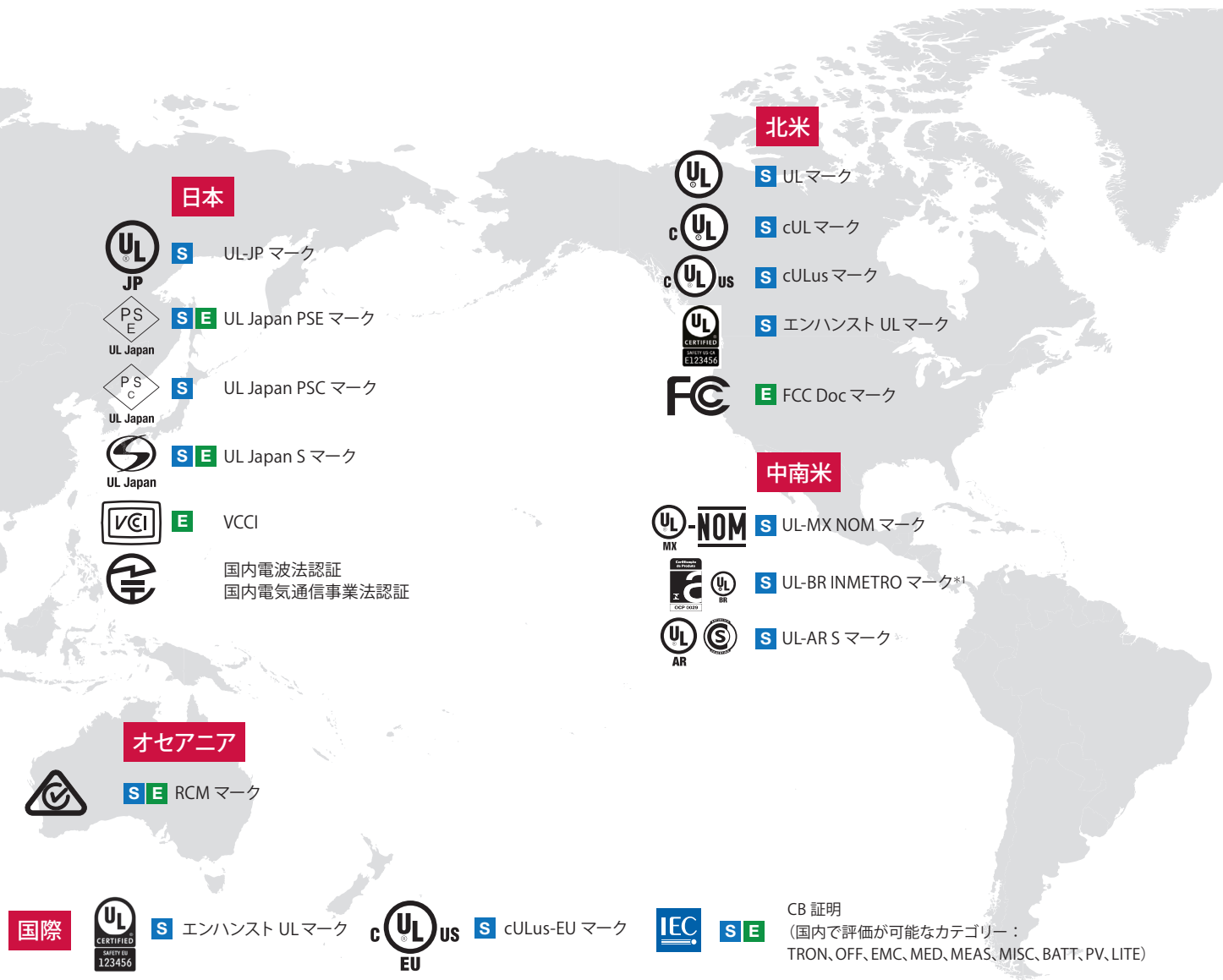
ULでは、無線、EMC（電磁環境両立性）、製品安全を網羅した各国認証取得サービスを通じて、お客様がどこに進出を計画されていようとも、それらの国・地域に必要な試験と認証をワンストップで提供し、製品の世界展開にかかる時間とコストと労力の削減を支援いたします。



各国認証取得までのプロセス



して世界の市場へ



*1 UL のブラジル認証範囲は、ul.com.br をご覧ください(言語：ポルトガル語)。
認証製品に表示するマークについては、指定されたものをご使用ください。

認証書お受取

認証書受領
請求書発行

認証書発行

- *2
- 無線：米国 (FCC) 及び欧州 (RE 指令)
 - 安全：CB レポート, IEC/EN レポート
 - EMC：CB レポート, EN, CNS レポート
などに基づく試験レポートを受け入れる
国は、現地試験が不要になる場合があり
ます。

認証取得・情報入手までの期間は対象国、
製品により異なります。

申請資料

各国の認証申請に必要な書類は国によって異なりますが、
一般的には次のような資料が必要となります。基本的には
すべて英文の資料が必要です。

- 申請書 ・ 製品仕様書 ・ 回路図
- アンテナ仕様書 (無線機器のみ) ・ ラベル図
- 宣言書 (委任状など) ・ ブロック図
- パーツリスト、コンポーネントの配置図 (内部写真)
- 取扱説明書 ・ 製品写真 など



各国電波法申請サービス

無線機器を海外へ出荷するためには、出荷先国の電波法の要求事項を満たす必要があります。また、各国の認証制度は、国ごとに規制、規格が異なり、かつ頻繁に改訂されます。ほぼすべての国が電波法に対して強制認証制度をとっており、日本では微弱無線機器として扱われている認証不要の機器も、多くの国では認証が必要となります。そのような中、UL Japanの申請・調査実績は、約200カ国/地域に及んでいます。世界各国の関連機関との強い協力関係の下、電波法に関する最新情報の確認、ラベル・マニュアル表記要件のご案内から、複数国の一括認証取得まで、お客様のニーズに的確かつ迅速に対応できる体制を整えています。

UL Japanは、JAB (公益財団法人 日本適合性認定協会)、NVLAP (米国自主試験認定プログラム)、およびA2LA (米国試験所認定協会)に基づく認定試験所であり、北米/欧州をはじめとする多くの国々で、UL Japanの試験データが受け入れられています。

また、各国電波法申請サービスに加え、下記のサービスも提供しています。



各認定機関のロゴに規定されている認定範囲はそれぞれ異なります。詳細は次のウェブサイトを参照してください。http://japan.ul.com/resources/emc_accredited/
全ての試験が、リストされている認定それぞれによりカバーされているわけではありません。ULが提供するすべての校正サービスがA2LAの認定範囲に含まれているわけではありません。認定範囲は、http://japan.ul.com/resources/emc_accredited/を参照ください。

日本国内電波法認証

UL Japanは、日本国内電波法に基づく「登録証明機関」として総務大臣の登録を受けており、免許不要局の特定無線設備、包括免許局、その他無線局の技術基準適合証明・工事設計認証に関して、試験から認証までワンストップで対応可能です。

日本国内電気通信事業法による技術基準適合認定・設計認証

UL Japanは、日本国内電気通信事業法に基づく「登録認定機関」として総務大臣の登録を受けており、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第4条第1号(通話の用に供する端末機器)及び第2号(前号以外の端末機器)の技術基準適合認定・設計認証に関して、試験と認証を網羅したトータルサービスを提供いたします。

欧州RE指令に対する適合性評価/証明

UL JapanはRE指令のNotified Bodyとして登録されているため、EU型式調査(EU-type examination certificate)による適合性評価の実施、および適合証明書を発行することが可能です。試験・Technical Documentの作成を含めた包括的サービスで製品の欧州出荷をサポートいたします。

米国TCBサービス

UL JapanおよびUL Verification Servicesは、FCC(米国通信委員会)に代わって通信機器の適合性認可を発行するTCBとして認定されており、短時間で米国FCC/カナダISED認証取得が可能です。

各国無線規制に関するセミナーの提供

お客様のご要望に応じて、北米/欧州をはじめ各国で異なる規制や申請手順、お客様の該当製品の試験要求概要に関する個別セミナーを行っております。これまでの申請実績から、各国における申請時の要注意点なども含めて解説いたします。詳細はお問合せください。

主要各国の電波法認証に基づく基本情報 (一部抜粋)

国 (地域)	認証 (申請) 要否	管轄当局・機関 または規格 (指令)	現地代表者 要否	表記要件 有無	現地試験 要否	申請期間 (申請開始～認証取得)	認証書 有効期限	備考
日本	要	MIC (Ministry of Internal Affairs and Communications)	否	有	UL Japan 試験可	1 週間前後	無	
アメリカ	要	FCC (Federal Communications Commission)	否	有	UL Japan 試験可	1 週間前後	無	
カナダ	要	ISED (Innovation, Science and Economic Development Canada)	要 (当局への登録要)	有	UL Japan 試験可	1.5 週間前後 (FCB 申請の場合)	無	
EU + EFTA 加盟国	自己宣言	RE 指令 (Radio Equipment Directive)	否	有	UL Japan 試験可	・TD 作成: 1 週間前後 ・NB 検証: 1 週間前後	無 (規格更新は必要)	
ロシア	要	Minsvyaz (Ministry of Information Technology and Communications of the Russian Federation in Moscow)	要	無	RE レポート 流用可	10 週間前後	有	
イスラエル	要	MoC (Ministry of Communications)	要	有	RE レポート 流用可	16 週間前後	有	
サウジアラビア	要	CITC (Communications and Information Technology Commission)	否	無	RE レポート 流用可	2 ~ 4 週間前後	有	
アラブ首長国連邦	要*	TRA (Telecommunications Regulatory Authority)	否	有	RE レポート 流用可	5 週間前後	有	※製造者登録 (Registration Certificate) を未取得の申請者 (製造者) は、認証申請時に製造者登録を行う必要がある。
南アフリカ	要	ICASA (Independent Communications Authority of South Africa)	要	有	RE レポート 流用可	12 ~ 14 週間前後	無	
中国	要*	SRRC (State Radio Regulatory Commission)	要	有	要	6 ~ 8 週間前後	有	※一部免除機器有り
韓国	要	KCC (Korea Communications Commission Republic of Korea)	否	有	要	4 ~ 6 週間前後	無	
インドネシア	要	SDPPI (Direktorat Jenderal Sumber Daya Dan Perangkat Pos Dan Informatika)	要*	有	要	8 ~ 10 週間前後	有	※輸入許可も含む無線型式認可の場合は要。無線型式認可のみで希望の場合は否。
台湾	要	NCC (National Communications Commission)	要 (RF ライセンス要)	有	要	6 ~ 8 週間前後	無	
オーストラリア	自己宣言	ACMA (Australian Communications and Media Authority)	要	有	UL Japan 試験可	2 週間前後	無	
ニュージーランド	自己宣言	MBIE (Ministry of Business Innovation and Employment)	要	有	UL Japan 試験可	2 週間前後	無	
アルゼンチン	要	ENACOM (Ente Nacional de Comunicaciones)	要 (当局への登録要)	有	要	12 ~ 14 週間前後	有	
ブラジル	要	ANATEL (Agencia Nacional de Telecomunicacoes)	要 (バーコードライセンス要)	有	要	10 ~ 12 週間前後	有	
チリ	要	SUBTEL (Subsecretaria de Telecomunicaciones)	否	有	RE/FCC レポート 流用可	6 ~ 8 週間前後	無	

- ・ 上記は、2018 年 2 月現在の短距離無線機器に関する各国電波法の調査・申請実績に基づいております。
- ・ 記載の申請期間は通常申請時の期間です。搭載される無線技術により、期間は異なります。国によっては特急申請を適用し、短縮することが可能です。また、ご要望に応じて現地と交渉いたします。
- ・ RE/FCC レポート流用可: RE 指令もしくは FCC に基づく試験レポートなどで認証取得が可能です。
- ・ 現地代表者を置かれていない場合、現地代表者代行サービスを紹介できる場合があります。個別にお問合せください。



世界の製品安全/EMC認証提供サービス

ULは、世界各国・地域で異なる製品安全 / EMCに関する規制に対して、必須規格・要求事項の特定ならびに必要な試験・評価の実施から認証の取得に至るまで、お客様を支援する体制を備えています。ULのグローバルネットワークを活用し、お客様が希望される認証ならびに認証マークを最も効率的な方法で提供いたします。また、エネルギー効率認証取得についてもサポートしておりますのでお問合せください。

試験 / 評価

- ・ 構造評価：規定要求事項に照らし合わせて、製品の事前構造評価を行い、本試験を受ける準備が整っているか確認します
- ・ 安全試験：IEC規格、EN規格、国家規格に準じた試験
- ・ EMC (電磁環境両立性) / EMF (電磁場) の評価
- ・ レポート作成：依頼試験やCB証明用のレポート、CEマーキングのTCF (技術ファイル) など、お客様のニーズに即したレポート・文書を作成します

証明書 / 認証マークの発行

ULは、多くの国で認証 / 証明書発行機関として認められています。

例：C-ULマーク (カナダ)、Dマーク (デンマーク)、電安法PSEマーク (日本)、PSCマーク (日本)、Sマーク (日本)、UL-EUマーク (欧州)、GSマーク (ドイツ / 欧州)、Sマーク (アルゼンチン)、INMETROマーク (ブラジル)、NOMマーク (メキシコ)、オーストラリア / ニュージーランド安全認証、Safetyマーク (シンガポール)、CB証明/レポート

認証サポートサービス

上記のULが発行可能な認証・マーク以外の認証・マークに関しても、認証取得計画の策定の上、必要なフォームの記入、サンプル手配の調整、必要とされる通貨での申請料金の支払い手続き、認証取得に必要な文書の作成・整備、当該認証機関との連絡などを行い、認証マークや証明書の取得を実現します。

例：CCCマーク (中国)、KCマーク (韓国)、BSMIマーク (台湾)、EACマーク (ロシア・ベラルーシ・カザフスタン・アルメニア・キルギス)

CB試験・証明サービス

ULは、IECEEに認められたNCB (国内認証機関)、CB試験所として、CB試験レポートならびにCB証明書の発行が可能です。CB証明書を利用することにより、ULグループとして認証できるUL/cULマーク、UL-GSマーク、Dマーク、Sマークに加え、CEマーキング用のレポートとして転用したり、各国デビエーションを追加することによって、CCCマークなどのCBスキーム加盟国の第三者認証マークを最小限の確認試験のみで取得することができるようになります。日本国内の体制は右表の通りです。

NCB/CB 試験所としての国内体制

NCB	CB 試験所	カテゴリー
UL (US)	本社試験所	MED (医療機器)
		MEAS (測定機器)
		PV (太陽光発電)
		MISC (その他) *
UL (Demko)	本社試験所	BATT (バッテリー)
		LITE (照明機器)
UL (JP)	本社試験所	TRON (AV 機器)
		OFF (IT 機器)
		HOUS (家庭用及び類似用途の電気機器)
	本社 EMC 試験所	EMC (電磁環境両立性)
	横輪 EMC 試験所	
湖南 EMC 試験所		

*レーザー・LED などの光放射安全に対応

主要各国の製品安全/EMC認証に基づく基本情報 (一部抜粋)

国 (地域)	強制 / 任意	制度・マーク名称	現地代表者 要否	表記要件 有無	適合 要求	現地試験 要否	初回工場検査 有無	申請期間 (申請開始~認証 取得、初回工場検査除く)	認証書 有効期限	備考
日本	強制	PSE	要	有	安全+ EMC	CB/EMC レポート流用可	有	4週間前後	有	
アメリカ	任意	UL	否	有	安全	CBレポート 流用可	有	4週間前後	無	
カナダ	強制	cUL	否	有	安全	CBレポート 流用可	有	4週間前後	無	
EU + EFTA 加盟国	強制	CE	任意	有	安全+ EMC	CB/EMC レポート流用可	無	(自己宣言)	無	
ロシア・ベラルーシ・ カザフスタン・ アルメニア・キルギス	強制	EAC	要	有	安全+ EMC	CB/EMC レポート流用可	有	4週間前後	有	
イスラエル	強制	SII	否	要	安全+ EMC	CB/EMC レポート流用可	無	6週間前後	無	
インド	強制	CRS	要	有	安全	要	無	8週間前後*	有	*期間は流動的なため、個別にお問い合わせください。
南アフリカ	強制	NRCS LoA	要	否	安全	CBレポート 流用可	無	10ヶ月前後	有	
南アフリカ	強制	SABS CoC	否	否	EMC	要	無	12週間前後	有	
中国	強制	CCC	否	有	安全+ EMC	要	有	8週間前後	有	
韓国 (安全)	強制	KC Safety	要	有	安全	CBレポート 流用可*	有 (安全認証 品目のみ)	6週間前後	無 (安全確認 品目は有)	*KTCと契約済のNCB発行のCBレポートの場合
韓国 (EMC)	強制	KC EMC*	否	有	EMC	要	無	4週間前後	無	*無線機器の場合は、電波法認証に含めて取得
シンガポール	強制	Spring Safety	要	有	安全	CBレポート 流用可	無	3週間前後	有	
台湾	強制	BSMI	要	有	安全+ EMC	CB/EMCレポート 流用可*	有 (一部のIT機器は無)	10週間前後	有	*一部のIT機器のみ。CBは認定ラボで書き換え。EMIは台湾専用CNSレポートが必要
オーストラリア・ ニュージーランド	強制	UL NZ CoA	要	無*	安全	CBレポート 流用可	無	2週間前後	有	*品目や認証機関により必要な場合も有
オーストラリア・ ニュージーランド	強制	RCM	要	有	安全+ EMC*	EMCレポート 流用可	無	(自己宣言+ WEB登録)	無	*上記UL NZ CoA + EMC自己宣言をもとに当局へ登録後、RCMマーク表示
アルゼンチン	強制	Argentina S	要	有	安全	CBレポート 流用可	有*	2週間前後	無	*ULが1年以内に行ったCIG023工場検査レポートをお持ちの場合は不要
ブラジル	任意*	INMETRO	否	有	安全*	CBレポート 流用可	有	4週間前後	有	*政府調達用IT機器のみ強制となり、かつ安全+EMC+エネルギー効率の要求有
メキシコ	強制	NOM	要	有	安全	UL Japanで NOMレポート 作成可	無	6週間前後	有	
メキシコ	強制	UL MX CoC*	否	有	安全	UL認可で 発行可	無	1週間前後	無	*UL MX CoCは一部の品目のみ可能

- ・上記は、2018年2月現在のIT/AV機器に関する各国安全/EMC規制の調査・申請実績に基づいています。
- ・記載の申請期間は通常申請時の期間です。製品や工場の認可状況により、期間は異なります。ご要望に応じて現地と交渉いたします。
- ・また、現地試験の場合は、サンプル輸送期間は上記に含みません。
- ・CBレポート流用可：UL Japan発行のIECEEのCBスキームに基づくCB証明書/レポートで認証取得が可能です。
- ・EMCレポート流用可：UL Japan発行のEMCレポートで認証取得が可能です。
- ・現地代表者を置かれていない場合、現地代表者代行サービスを紹介できる場合があります。個別にお問い合わせください。
- ・有効期限が「無」となっている認証についても、製品の変更や適用規格の期限切れ等によって、変更や更新が必要となる場合があります。

株式会社 UL Japan 事業所案内

ul.com/jp

本 社 〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326
T: 0596-24-6717 F: 0596-24-8020

東京本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-3
丸の内トラストタワー本館 6 階
T: 03-5293-6000 F: 03-5293-6001

本社安全試験所 〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 3600-18
本社 EMC 試験所 〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326
T: 0596-24-8999 F: 0596-24-8124

グローバルマーケットアクセス T: 0596-24-8116 F: 0596-24-8095
湘南 EMC 試験所 〒259-1220 神奈川県平塚市めぐみが丘 1-22-3
T: 0463-50-6400 F: 0463-50-6401

横輪 EMC 試験所 〒516-1106 三重県伊勢市横輪町 108
T: 0596-24-8750 F: 0596-39-0232

鹿島 EMC 試験所 〒289-0341 千葉県香取市虫幡 1614
T: 0478-88-6500 F: 0478-82-3373

オートモーティブテクノロジー 〒470-0217 愛知県みよし市根浦町 1-3-19
センター T: 0561-36-6120 F: 0561-36-6820

問い合わせ先

コンシューマーテクノロジー事業部 E-mail: emc.jp@ul.com
<http://greaterasia-ul.com/ja/our-services/global-market-access/>

ULの名称、ULのロゴ、ULの認証マークは、UL LLCの商標です。©2018
その他のマークの権利は、それぞれのマークの所有者に帰属しています。
本内容は一般的な情報を提供するもので、法的並びに専門的助言を与えることを意図したものではありません。

